

# 浦幌町議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第7条）

第3章 町民と議会の関係（第8条）

第4章 町長等と議会の関係（第9条－第12条）

第5章 会議の運営（第13条－第17条）

第6章 適正な議会機能（第18条－第20条）

第7章 議会機能の強化と体制整備（第21条－第25条）

第8章 継続的な検討と見直し手続（第26条－第27条）

### 附則

浦幌町を包む豊かな自然、きれいな水と空気。積雪寒冷という自然環境の下、多くの先人の英知と努力、そして、郷土愛によって発展してきた浦幌町。

地方自治法に規定する「住民福祉の増進を図ること」が地方公共団体の責務であり、地方分権一括法が施行され、地域のことは地域の責任において決定する分権型社会を実現していくためには、町民、議会、町長その他の執行機関が、それぞれの役割と責任を自覚し、より豊かなまちづくりのため、新しい時代を拓いていくことが求められています。

浦幌町議会議員と浦幌町長は、それぞれ町民が直接選挙で選出する二元代表制の下で、対等・独立の関係に立ち、合議制・独任制という、それぞれの特性を活かし、相互に緊張関係を保ちながら、自らの創意工夫によって町民との協調、議会の公正性・透明性を確保することが必要です。

議会は、町民の代表機関として、地域の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなります。

地方分権の推進によって地方自治体の自主・自律がより一層求められ、議会の政策形成機能の充実を図り、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、議員同士が大いに議論することによって、地域の課題や民意の確認がなされ、これらの多様な意見を調整しながら合意形成に至ることで、よりよいまちづくりと繋げていくものであります。

浦幌町議会は、ここに、議会・議員としての責任を強く自覚して、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。

町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、議会運営の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、浦幌町議会（以下「議会」という。）の運営に関し、基本理念及び活動原則を定めるとともに、浦幌町議会議員（以下「議員」という。）の職務及び責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的・機動的な議会活動を確立し議会の活性化を図り、もって町民の負託に応え、町民の福祉の向上及び浦幌町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、町民から選出された議員で構成される議事機関であるとともに、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）を監視し、政策の立案及び政策提言をする機関として、町民の意思及び意見（以下「町民意見等」という。）を町政に反映させるため、公平かつ公正な議論をし、真の地方自治の実現に向け、不断の努力をするものとする。

### (最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則、規程等（以下「議会の条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、

この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律、他の法令等の条項を遵守し、運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断しなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会及び議員の責務)

第4条 議会及び議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される議会の条例等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たすものとする。

### (議会の活動原則)

第5条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に信頼される開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指して活動するものとする。

- 2 議会は、町民を代表し意思決定する議事機関として、町長等の町政運営に対する評価、監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案、政策提言機能の充実強化を図るものとする。
- 3 議会は、町民に対し積極的な情報の発信をするとともに、議会町民意見箱などによる町民の多様な意見を的確に把握し、それらの意見を町政に反映させるための議会運営に努めるものとする。
- 4 議会は、町民が議会の審議内容を分かりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料を提供し、町民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- 5 議会は、地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うものとする。
- 6 議会は、議会が、議員、町長等、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、前各項の規定を実現するため、この条例に定めるもののほか、

議会の条例等及び議会内での申合わせ事項等を継続的に見直しするものとする。

#### (議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指し、町政を総合的な見地から捉えた活動をしなければならない。

#### (議員の政治倫理)

第7条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

### 第3章 町民と議会の関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、町民に対する説明責任を十分に果たすとともに、町民と互いの情報を共有するものとする。

2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営するものとする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置付け、審議において必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるよう協働を目指し、政策提案の拡大を図るものとする。

- 6 議会は、町民に対し、議案等に対する議員個々の採決態度及び会議等の出席状況を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供するものとする。
- 7 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、日曜日などに会議を開催するよう努めるものとする。
- 8 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員の取組の下、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

#### 第4章 町長等と議会の関係

##### (町長等と議会及び議員の関係)

第9条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にした議論を深め、よりよいまちづくりに反映させるものとする。

2 議会及び議員は、一般質問に当たっては、一問一答方式を実施し、前項の規定により、単に町長等への質問に終始することなく、町民に分かりやすい質問となるよう努めるものとする。

3 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長その他の執行機関の長及び副町長並びに教育長は、議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができるものとする。

##### (町長による政策等の形成過程の説明)

第10条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 基本計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施に関わる財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第11条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(議決事件の拡大)

第12条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては、議会としての議決責任という役割を町長と公平に分担するという観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定めるものとする。

(1) 浦幌町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画

(2) 浦幌町過疎地域自立促進市町村計画

(3) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

(4) 公営住宅買取事業に関する協定を締結すること。

## 第5章 会議の運営

(自由討議による合意形成)

第13条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第14条 議会は、委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた機能の役割を果たすよう活動を行うものとする。

2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、責任をもって質疑に対する答弁を行うものとする。

(開かれた活動的な議会の推進)

第15条 議会は、町民の代表機関として、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と全ての議会の会議等の連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会を推進するものとする。

(一般会議の設置)

第16条 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約を超えて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(議会モニターの設置)

第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第18条 議会は、議会費について、町長との二元代表制の一方としての立場から、町長と協議し、適正な議会活動費の確立を目指すものとする。

(議員定数)

第19条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、日本国憲法に定める地方公共団体の機関及び地方自治法に定める議会としての意義と責務を踏まえ、行財政改革の視点だけ

でなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民意見等を参考に、適正な議員定数の確立に期するものとする。

- 3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、日本国憲法に定める地方公共団体の機関及び地方自治法に定める議会としての意義と責務を踏まえ、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民意見等を参考に、適正な議員報酬の確立に期するものとする。

- 3 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

## 第7章 議会機能の強化と体制整備

(専門的知見の活用及び調査機関の設置)

第21条 議会は、町政の課題に直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、専門的な知識及び経験を有する者等の積極的な活用を図ることができるものとする。

- 2 議会は、前項の規定により専門的知見の活用をし、調査のため必要があると認めるときは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができるものとする。

- 3 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

- 4 第2項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。



2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第23条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究及び政策形成並びに立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理については、浦幌町議会図書室規程（平成12年議会規程第3号）によるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第25条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するものとする。

## 第8章 継続的な検討と見直し手続

(継続的な検討)

第26条 議会は、常に法律等の改正を踏まえ、町民意見等、社会情勢の変化等を勘案し、議会の活性化について継続的に議会運営委員会において、検討するものとする。

(見直し手続)

第27条 議会は、常に、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善が必要な場合は、厳格にして慎重な議論の下、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、改正理由及び背景について、詳

しく説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)
- 2 議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年浦幌町条例第7号）は、廃止する。